令和5年 第7回 栗原市農業委員会総会議事録

令和5年7月21日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和5年 第7回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 事務報告

日程第 4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第3号 農用地利用集積計画について

日程第 8 議案第4号 農地法第5条4項協議に関する意見について

日程第 9 議案第5号 非農地証明願について

1 出席委員 (22名)

1番 佐々木 栄 夫 委員、 2番 佐 藤 勝 委員、

3番 熊 谷 ゆ り 委員、 4番 佐々木 弘 委員、

6番 菅 原 勝 宏 委員、 7番 岩 淵 敬 一 委員、

8番 米 山 嘉 彦 委員、 9番 阿 部 一 信 委員、

10番 曽 根 金 雄 委員、 11番 三 浦 正 勝 委員、

12番 鈴 木 和 子 委員、 13番 芳 賀 博 秋 委員、

14番尾形陽一郎委員、15番髙橋 寛委員、

16番 狩 野 善 典 委員、 17番 佐々木 耕太郎 委員、

18番 髙 橋 榮 一 委員、 19番 岩 渕 弘 委員、

20番 三 浦 栄 委員、 21番 大 沢 純 香 委員、

23番 大場 裕之 会長職務代理者、

24番 吉 田 優 俊 会長

2 欠席委員

5番 遊 佐 一 成 委員、

3 議事に参与した者

事務局長 小野寺 世 洋

事務局長補佐 千 田 昌 代

農地農政係主幹兼係長 菅 原 英 史 農地農政係 主 幹 高 橋 潤 農地農政係 主 事 菅 原 佑 太

(午後1時30分 開会)

議長(吉田優俊 会長)

≪ 開会あいさつ ≫

それでは、ただいまから令和5年 第7回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を 開きます。

欠席の通告があります。議席番号5番 遊佐 一成 委員 から所用のため欠席する旨の通告があります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。なお、新型コロナウイルス感染症 予防対策のため、会議場の換気をしております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、

議席番号8番 米山 嘉彦 委員、議席番号9番 阿部 一信 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一「異議なし」の声 一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番の1案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第2区の番号2番から番号5番までの4案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件がありま すので、はじめに審議を行います。

第2区の番号8番の1案件、について審議いたします。

議席番号9番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。 暫時休憩いたします。(休憩:午後1時39分)

会議を再開します。(再開:午後1時39分) それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る7月19日、議席番号18番 髙橋 榮一 委員、農地利用最適化推進委員の 菅原 昌行 推進委員及び、氏家 勝子 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、 その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号18番 髙橋 榮一 委員から報告願います。

髙橋 榮一 委員

報告します。去る7月19日に4名にて書類審査を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで労力不足による所有権移転売買であり、許可にあたっては 特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声 一

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論ありませんか。

一「討論なし」の声 一

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、第2区の番号8番の1 案件、について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

一「挙手多数」一

議長

挙手多数であります。

よって、日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、第2区の番号8の1案件、については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第31条による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号9番 阿部 一信 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(休憩:午後1時42分)

議長

会議を再開いたします。(再開:午後1時43分) 次に、第1区の番号1番から番号6番までの6案件、について審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る7月18日、議席番号11番 三浦 正勝 委員、議席番号20番 三浦 栄 委員 及び農地利用最適化推進委員の千葉 律雄 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、 その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号20番 三浦 栄 委員から報告願います。

三浦 栄 委員

報告します。去る7月18日に4名にて書類審査を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、いずれも労力不足や財産処分による売買や贈与、親子間の経営移譲による贈与であり、許可にあたっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声 一

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番の1案件、番号9番から番号12番までの4案件、合わせて5案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号18番 髙橋 榮一 委員から報告願います。

髙橋 榮一 委員

報告します。去る7月19日に4名にて書類審査を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで労力不足による賃貸借権設定および所有権移転売買、所有権 移転贈与であり、いずれも許可にあたっては 特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」の声 -

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号13番から番号16番までの4案件、について審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る7月19日、議席番号19番 岩渕 弘 委員、農地利用最適化推進委員の安藤 康太 推進委員及び山田 善太郎 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果 の報告をお願いいたします。 それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

安藤 康太 推進委員

安藤です。去る7月19日に4名にて書類審査を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、いずれも労力不足や相手方の要望による売買や贈与、賃貸借権設定および区分地上権設定であり、許可にあたっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声 一

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論ありませんか。

一「討論なし」の声 一

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から番号7番までの7案件、番号9番から番号16番までの8案件、合わせて15案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

一「挙手多数」一

議長

挙手多数であります。

よって、日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から番号7番までの7案件、番号9番から番号16番までの8案件、合わせて15案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程第6、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号6番までの6案件、について審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、議席番号11番 三浦 正勝 委員から報告願います。

三浦 正勝 委員

11番の三浦です。去る7月18日に4名にて書類審査を行いました。

詳細は事務局から説明のとおりで、番号1番は、一般個人住宅及び駐車場を建築造成する もので、現地は何も作付がなされておらず、今後近接農地も宅地化が進むものと考えられ、 特に問題ないものと判断しました。

番号2番と3番は、貸駐車場及び貸資材置き場として造成し提携企業へ貸し出すもので、 周辺農地の営農に影響はなく、特に問題ないものと判断しました。

番号4番は、河川改修に伴う作業ヤードのための一時転用であり、特に問題ないものと判断しました。

番号5番は、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するもので、現地は草刈がなされ管理されておりました。周辺農地の営農に影響はなく、特に問題ないものと判断しました。

番号6番も5番と同様に、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するもので、現地は雑草が 生えておりました。周辺農地の営農に影響はなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声 一

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番から番号9番までの3案件、について審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

氏家です。去る7月19日に4名にて書類審査を行いました。

詳細は事務局から説明のとおりで、番号7番と8番は、高速道路補修工事の作業ヤードの ための一時転用で、現地は雑草が繁茂しておりました。

番号9番は、太陽光発電設備設置により売電収入を得る目的での所有権移転売買であり、 住宅地に点在する農地となっており、現地は一面草が茂っておりました。

いずれの案件も周辺農地の営農に影響はなく、特に問題ないものと判断しました。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

─「質疑なし」の声 ─

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号10番の1案件、について審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、議席番号19番 岩渕 弘 委員から報告願います。

岩渕 弘 委員

岩渕です。去る7月19日に4名にて書類審査を行いました。

詳細は事務局から説明のとおりで、番号10番、現地は休耕田地帯でありましたがよく管理されておりました。転用目的である営農型太陽光発電設備設置により周辺農地の営農に影響はなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声 一

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論ありませんか。

一「討論なし」の声 一

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から番号10番までの10案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

一「挙手多数」一

議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から番号10番までの10案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第7、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件がありま すので、はじめに審議を行います。

第2区の番号委5番、番号6番、番号8番の3案件、について審議いたします。

議席番号9番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。 暫時休憩いたします。(休憩:午後2時23分)

議長

会議を再開します。(再開:午後2時23分) それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声 一

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論ありませんか。

一「討論なし」の声 一

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号5番、番号6番、番号8番の 3案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

一「挙手多数」一

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号5番、番号6番、番号8番の3案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号9番 阿部 一信 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(休憩:午後2時25分)

会議を再開いたします。(再開:午後2時25分) 次に、第1区の番号1番から番号4番までの4案件、について審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声 一

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第2区の番号7番の1案件、について、審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声 一

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。 次に、討論を行います。 討論ありませんか。

一「討論なし」の声 一

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から番号4番までの4案件、番号7番の1案件、合わせて5案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

一「挙手多数」一

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から番号4番までの4案件、番号7番の1案件、合わせて5案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

会議開始から一時間が過ぎたので、ここで暫時休憩します。

(暫時休憩:午後2時29分から2時39分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時40分)

日程第8、議案第4号 農地法第5条4項協議に関する意見について、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、議席番号11番 三浦 正勝 委員から報告願います。

三浦 正勝 委員

11番の三浦です。去る7月18日に4名にて書類審査を行いました。

詳細は事務局から説明のとおりで、宮城県が申請地を購入し宮城県築館高等学校新第二グラウンドを整備する目的での所有権移転売買となります。

現地は、築館高校の現グラウンドに隣接する道路を挟み東側に位置する一帯で、現況は ヨシやカヤが繁茂する状態であり良好な営農状況とは認められませんでした。今回の転用 により将来を担う高校生に役立てられるのであれば、地域にとり有益な活用策になるもの と考えました。周辺農地の営農に影響はなく、転用にあたっては特に問題ないものと判断 しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」の声 -

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論ありませんか。

一「討論なし」の声 一

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農地法第5条4項協議に関する意見について、許可相当とする意見に賛成の 委員は、挙手願います。

一「举手多数」一

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第4号 農地法第5条4項協議に関する意見については、許可相当とする意見に決定いたしました。

なお、その旨を附して、宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。 はじめに、第1区の番号1番から番号3番までの3案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、千葉 律雄 推進委員から報告願います。

千葉 律雄 推進委員

1区の千葉です。去る7月18日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。 番号1番は、労力不足により原野化というよりも山林化しており、現地は農地への復元は 困難な状況であります。

番号2番は、先代の父の頃から労力不足により原野化し、その後父の生業の中古車販売・ 解体業の廃車置き場として使われるようになり現在に至っております。相続人の今後の農地 への復元は困難な状況であります。

番号3番は、先代の父が物置を設置し現在に至っており、母屋と一体となった状況であり 設置から30年以上経過しておりますことから、農地への復元は困難な状況であります。

いずれも、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」の声 -

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から番号5番の2案件、について審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、菅原 昌行 推進委員から報告願います。

菅原 昌行 推進委員

報告いたします。去る7月19日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。 番号4番と5番は、いずれも労働力不足により原野化し現在に至っており、現地は雑草が 生い茂り隣接地は山林化しており、いずれも今後農地への復元は困難であり、申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声 一

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番から番号9番の4案件、について審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、山田 善太郎 推進委員から報告願います。

山田 善太郎 推進委員

報告いたします。去る7月19日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。 番号6番は、地目は畑ですが労力不足により長年耕作せず原野化し現在に至り、現地は 竹や雑木が繁茂し、農地への復元は困難な状況であります。

番号7番は、周囲が山林に囲まれ、労力不足により長年耕作せず原野化し現在に至り、 雑木が繁茂し周囲の山林と同化し区別できない状況であり、農地への復元は困難な状況で あります。

番号8番は、先代の父が作業場と物置を建築し現在に至り、農地への復元は困難な状況であります。

番号9番は、労力不足により長年耕作せず原野化し現在に至り、現地はススキや雑木が 繁茂し、農地への復元は困難な状況であります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「はい」の声と挙手 一

議長

議席番号4番 佐々木 弘 委員。

佐々木 弘 委員

4番の佐々木です。

番号8番の案件ですが、許可自体は問題ないのですが、航空写真を見ると申請地の隣接地である地番25番の土地が公図では田になっていますが写真では建物が建っているようですが、現地を見たときに指導はどのようにしてきたのか伺います。

議長

事務局説明。

事務局

隣接する地番25番の土地は、現地には農業用ビニールハウスが建っており、農業用の 使途であることから特段問題ないものと確認してきたところです。

議長

佐々木 弘 委員。

佐々木 弘 委員

了解しました。

議長

他にございませんか。

- 「質疑なし」の声 -

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論ありませんか。

一「討論なし」の声 一

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から番号9番までの9案件、 について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

一「挙手多数」一

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第5号 非農地証明願の、番号1番から番号9番までの9案件、については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。 これで、令和5年 第7回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。 ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後3時12分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議事録署名委員 米山嘉彦

議事録署名委員 阿部一信